報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年２月３日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申

－ 高度 600km の軌道を利用する衛星コンステレーションによる
Ka 帯非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備 －

総務省は、電波法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１４号）等の一部を改正する省令案等について、意見募集の結果を公表します。

また、意見募集の結果を踏まえ、当該省令案等のうち電波法（昭和２５年法律第１３１号）に基づく諮問事項について電波監理審議会（会長：笹瀬　巌　慶應義塾大学名誉教授）に諮問し、原案のとおりとすることが適当である旨の答申を受けました。

１　意見募集の結果

総務省は、高度600kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKa帯非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備を行うため、情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成し、令和７年１２月２０日（土）から令和８年１月２３日（金）までの間、当該省令案等について意見公募を実施した結果、５件の意見提出がありました。

提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方については、別紙のとおりです。

２　電波監理審議会からの答申

意見募集の結果を踏まえ、電波法施行規則等の一部を改正する省令案のうち電波法に基づく諮問事項について、電波監理審議会（会長：笹瀬　巌　慶應義塾大学名誉教授）に諮問したところ、原案を適当とする旨の答申を受けました。

３　今後の予定

意見募集の結果及び電波監理審議会への諮問に対する同審議会の答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行う予定です。

【関係報道資料】

・高度600kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKa帯非静止衛星通信システムの技術的条件
－ 情報通信審議会情報通信技術分科会からの一部答申 － （令和７年１２月８日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000308.html

・電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集
－ 高度600kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによる Ka帯非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備 － （令和７年１２月１９日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000309.html

＜連絡先＞
総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課
担当：渡辺課長補佐、矢萩係長、鈴木官、宮山官
電話：03-5253-5816（直通）
E-mail：eisei-idou_atmark_soumu.go.jp
（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示していますので、送信の際には「@」に変更してください。）